

独立行政法人国際観光振興機構について

平成25年10月
国土交通省観光庁

これまでの独立行政法人改革に対するJNTOの取組み

独立行政法人改革に関する累次の閣議決定について、以下の2点以外は措置済み。

1. 通訳案内士試験業務の民間等への移管

【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)】
通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。(平成24年度以降実施)

【対応状況及び方向性】

- 他の実施主体が試験事務を引き受ける可能性を見出すためには、まずは試験事務の収支が償う状態とする必要がある。
- このため、本年3月に策定された「中期計画」(平成25～29年度)において、会場費の削減等試験実施方法の見直し等による試験事務の更なる効率化を実施し、あわせて、広報強化等により受験者数の拡大を図ることにより、本試験事務の収支が償う状態とする旨盛り込んだところ。
- 同計画を着実に実施することにより、できる限り早期に他の実施主体に移管することを検討。

2. 本部事務所の移転

【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)】
経費節減の観点から、本部事務所(有楽町)を移転する。(平成23年度以降実施)

【独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)】(凍結中)
国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成24年夏までに結論を得る。

【対応状況及び方向性】

- 上記閣議決定を踏まえ、国際交流基金と国際観光振興機構については、連携強化を図るとともに、本部事務所を共用化する方向で方針をとりまとめた^(※)が、議論の前提となっている閣議決定が凍結されたことに伴い、本部事務所の共用化に向けた検討も止まっているところ。
- 一方で、行革の観点から、業務の効率性・利便性を踏まえ経費節減効果が高い取組みについては、引き続き前向きに検討する方針。

(※)「国際交流基金と国際観光振興機構の統合あるいは連携強化の在り方について」(平成24年9月7日)

政府観光局について

- ・政府観光局とは、①国を代表して、②主要な市場に海外事務所を置き、直接現地において外客誘致活動を行う政府機関。
- ・外国人旅行者数上位40カ国においても、イスラム教国を除く全ての国が専門機関としての政府観光局を有し、海外事務所を展開して外客誘致競争を行っている。

主要国の政府観光局の例

・フランス観光開発機構



・スペイン政府観光局



・タイ政府観光庁



・韓国観光公社



・インド政府観光局



※日本においても、上記政府観光局を含め、42の団体が事務所を置き、自国への日本人の誘致を実施。

観光立国実現に向けた最近の状況

○「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定)
 本年「**史上初めて訪日外国人旅行者数1000万人**を達成し、さらにはその先の目標である**2000万人**の高みを目指すためには、政府一丸となって取組を強化する必要がある。」

○「日本再興戦略 ～JAPAN is BACK～」(平成25年6月14日閣議決定)
 「**2030年には3000万人**を超えることを目指す。これにより観光収入でアジアのトップクラス入りする(2011年はアジア10位)。」

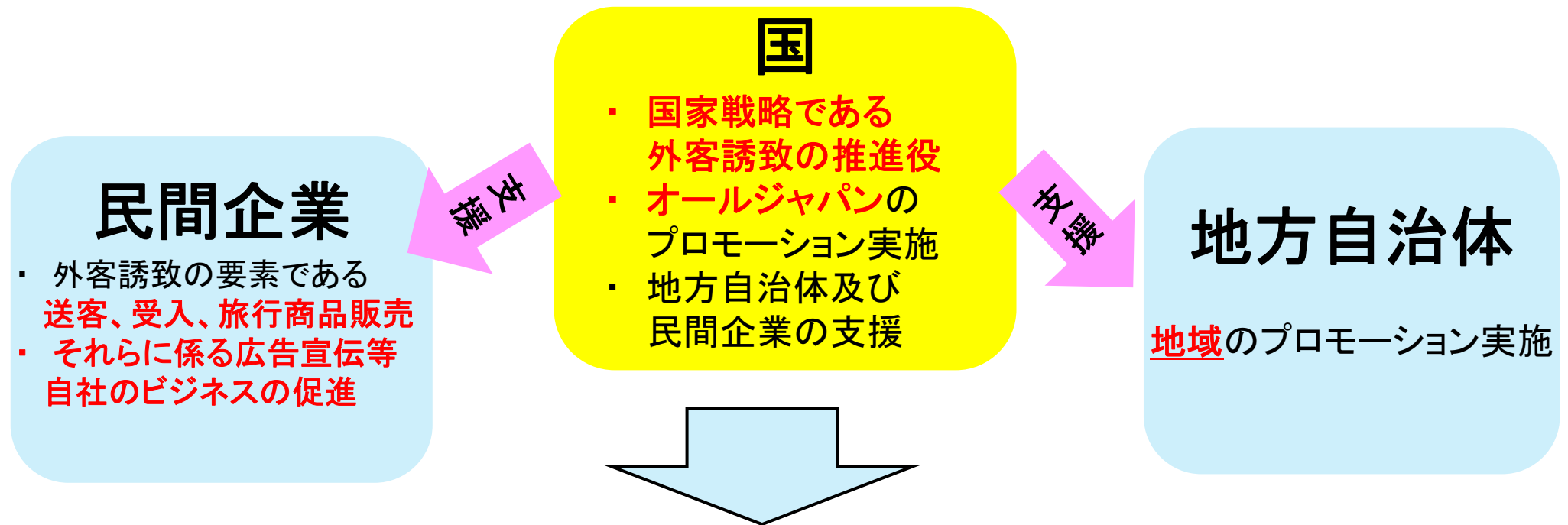
○平成25年9月7日 IOC総会 2020年オリンピック・パラリンピック 東京開催決定



我が国の最重要課題の1つに位置づけられた外客誘致の取組を強化するため、JNTOは、観光庁とともに、オールジャパン体制の中心となって推進していくことが求められている。

外客誘致の役割分担

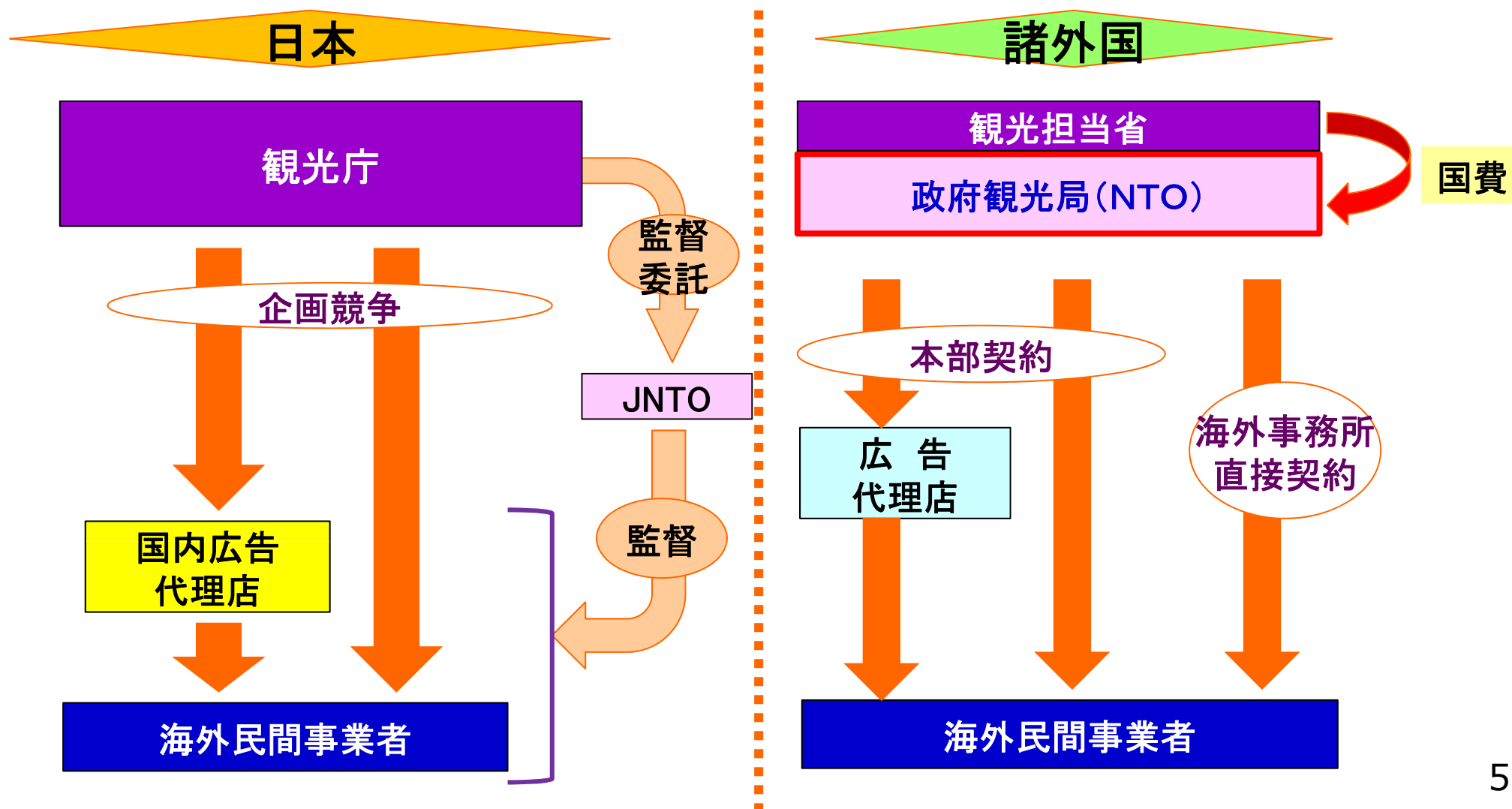
外客誘致においては、国、地方自治体、民間企業がそれぞれの役割を担い、オールジャパンでのプロモーション効果を最大化することが必要



- ・ 国は、観光庁と政府観光局であるJNTOが一体となり外客誘致を推進。
- ・ 各市場における分析を踏まえた戦略の策定等 オールジャパン体制の推進役 となるとともに、「日本」全体のプロモーションの主体 となる。
- ・ 地方自治体や民間企業が取り組む外客誘致の効果を最大化するための支援 を行う。

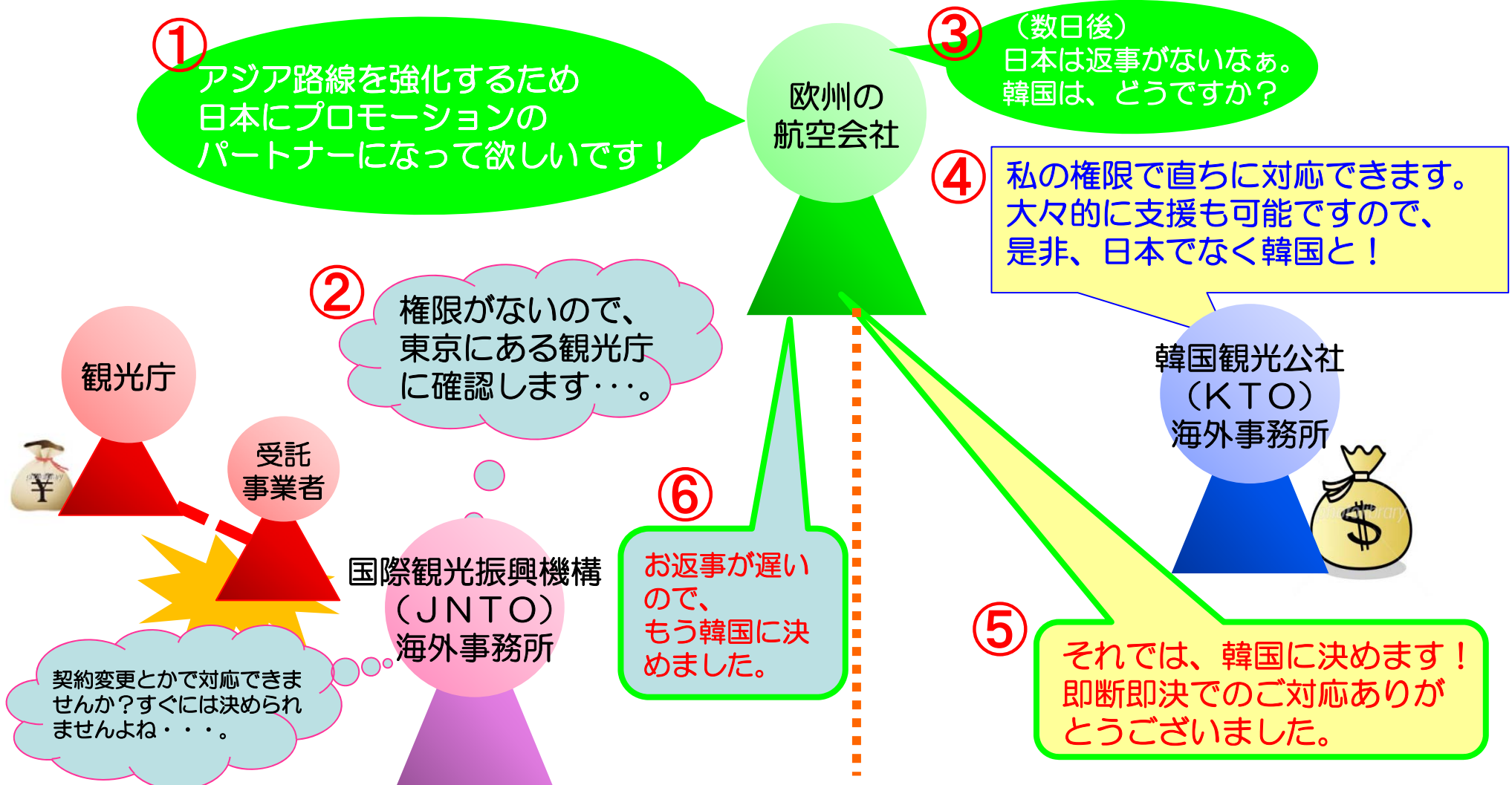
日本と諸外国のプロモーション実施体制

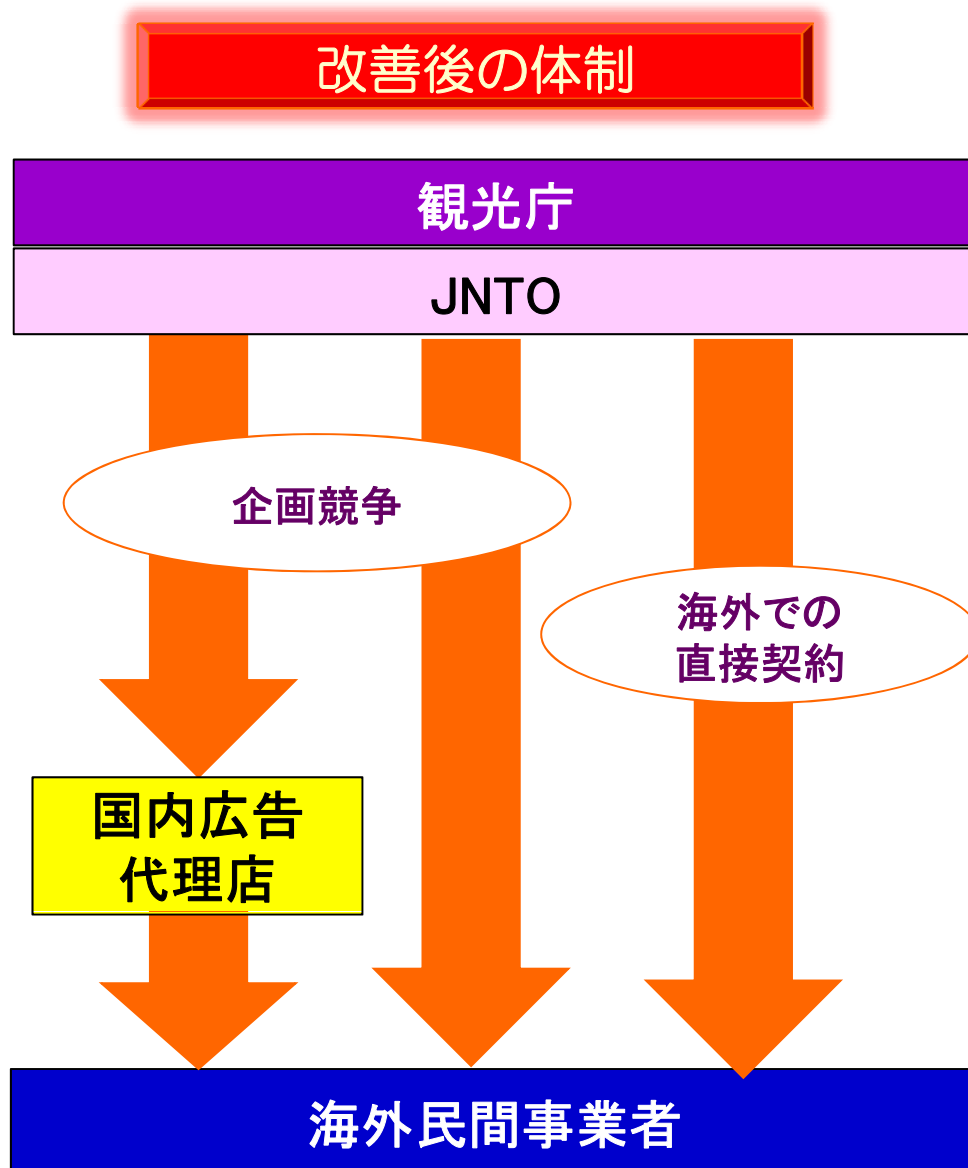
日本においては、観光庁がプロモーション事業を直接執行し、JNTOは限定的に監督を行っているが、競合する諸外国においては、政府観光局（NTO）がプロモーション事業を一元的に担っている。



現在生じている問題の例

JNTO海外事務所にはビジット・ジャパン事業の予算に関する執行権限が付与されていないため、現地における迅速な意志決定や臨時応変な対応ができず、競合国との競争に負ける事例が生じている。





改善のポイント

○国が行う訪日プロモーション事業について、これまで観光庁が担っていた執行業務(発注業務等)を、JNTOが担うこととし、発注方式の改善を行う。

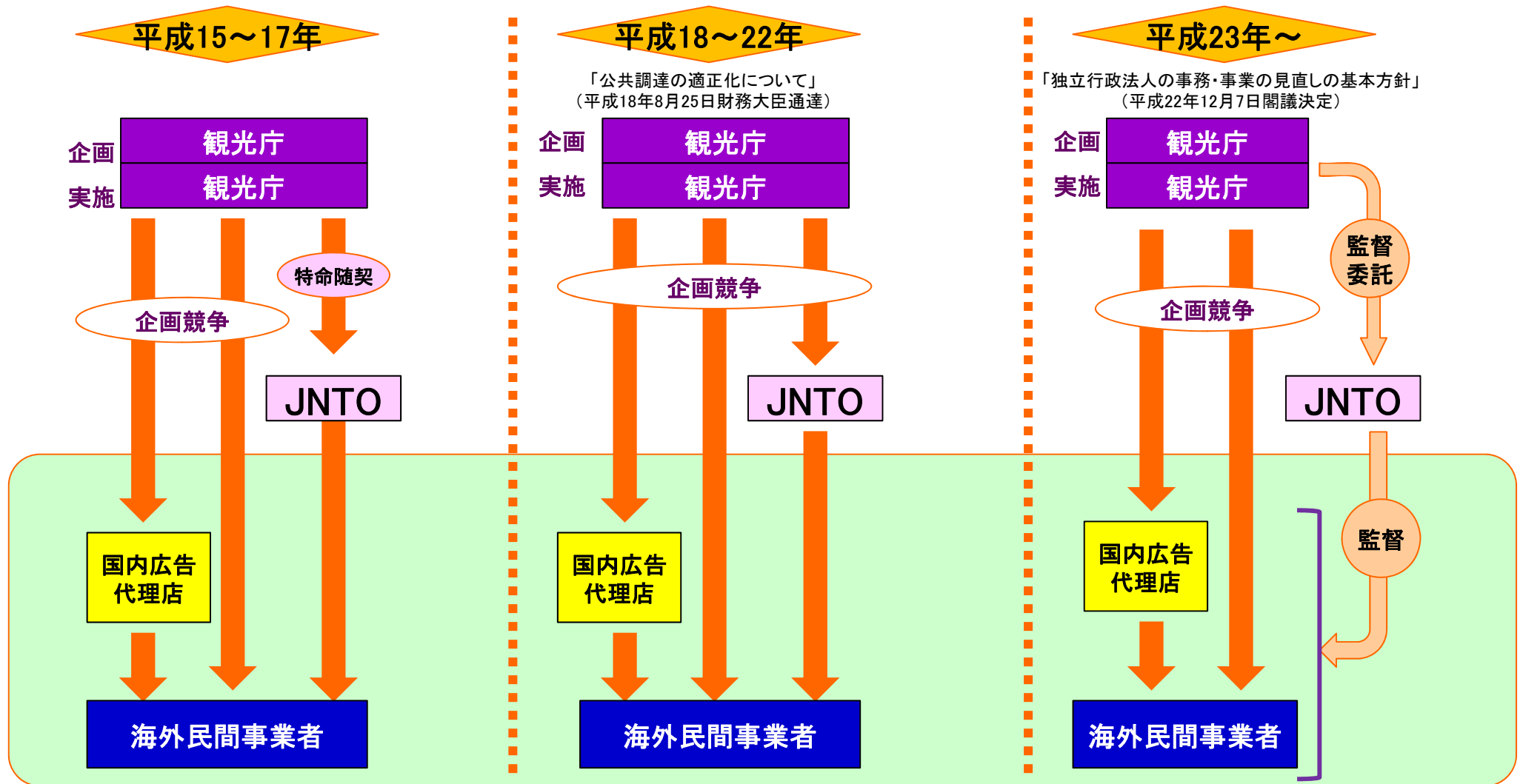
「焼け太り」ではない

○見かけ上JNTO向け支出が増えるが、これまで観光庁が直接執行していた予算を、JNTOが発注者となり執行させる方式に変更するだけであり、予算総額が増えるわけではない。
○執行業務の移管に併せて、当該業務に係る人員も観光庁からJNTOに移行させることにより、トータルの人員を増加させずに実施が可能。

「民業圧迫」ではない

○発注方式を変更するだけであり、引き続き民間事業者への委託により事業を実施するため、民業圧迫にはあたらない。

【参考】訪日プロモーション実施体制の変遷



【参考】独立行政法人国際観光振興機構《JNTO/日本政府観光局》の概要

目的

海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

沿革

- 昭和39年 4月 特殊法人国際観光振興会設立
- 平成15年10月 独立行政法人国際観光振興機構設立
※(独)国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)施行
- 平成21年 1月 通称名を従前の「JNTO」から「日本政府観光局(またはJNTO)」に改称
※(独)国際観光振興機構組織規程改正施行

組織・予算

- 役員 : 5人(理事長1、理事2、監事2)
- 職員 : 90人(国内55人、海外35人)
その他海外現地職員37人 ※平成25年4月1日現在
- 国内 : 4部制
(経営戦略部、海外マーケティング部、事業連携推進部、コンベンション誘致部)
- 海外 : 13事務所
- 運営費交付金 : 18.4億円(平成25年度)

業務

- 外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝
- 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営 ● 通訳案内士試験事務の代行
- 国際観光に関する調査研究・出版物の刊行 ● 国際会議等の誘致促進、開催の円滑化等
- その他附帯業務

